

第 56 回

大阪市都市景観委員会

議 事 録

| | |
|-----|------------------------|
| 日 時 | 平成 3 1 年 3 月 1 1 日 (月) |
| | 午前 1 0 時 0 0 分 |
| 場 所 | 大阪市役所 屋上階 (P 1) 共通会議室 |

大阪市都市景観委員会（第56回）

1. 開催日時 平成31年3月11日（月）午前10時00分～午前12時00分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1） 共通会議室

3. 出席者

（1）委 員（敬称略）

委 員 長 橋 爪 紳 也

委員長代理 嘉 名 光 市

委 員 岡 絵 理 子

岡 田 昌 彰

加 賀 有 津 子

加 我 宏 之

小 谷 真 理

長 町 志 穂

福 原 和 則

藤 田 香

（2）府 側 矢 倉 建築指導室建築企画課長補佐

（3）市 側 平 田 建設局管財担当部長

西 川 建設局企画部長

竹 野 建設局公園緑化部調整課長

水 田 都市整備局

まちづくり事業担当部長

美 濃 出 港湾局営業推進室長

植 木 教育委員会事務局

総務部文化財保護課長

事務局（都市計画局） 高 橋 都市計画局長

寺 本 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

松 崎 計画部都市景観担当課長代理

柿 木 計画部都市計画課担当係長

大 中 計画部都市計画課担当係員

4. 会議次第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 眺望景観のあり方について
 - (2) 夜間景観のあり方について
 - (3) その他
- 3 閉 会

[配付資料]

議題 (1) (2) 関係 眺望景観・夜間景観のあり方について

○資料1 今回の主な論点

参考資料1 第55回都市景観委員会での主な意見

○資料2 眺望景観のあり方について (とりまとめ (案))

参考資料2 眺望景観のあり方について (検討資料)

○資料3 夜間景観のあり方について (とりまとめ (案))

参考資料3 夜間景観のあり方について (検討資料)

○資料4 景観読本 第I章Ver. 1.2 (案) ※

参考資料4-1 主要な視点場の設定の考え方 (大阪城公園周辺) ※一部

参考資料4-2 主要な視点場の設定の考え方 (中之島) ※一部

議題 (3) 関係 その他

○資料5 地域景観づくりアドバイザーの派遣の決定 (案)

参考資料5-1 地域景観づくりアドバイザー派遣申請書 (写し)

参考資料5-2 地域景観づくり協定素案の概要

○資料6 景観読本 第III章Ver. 1.2 (案) ※

参考資料6 御堂筋道路空間デザイン指針 (案) 概要版 ※

○資料7 部会の開催状況

参考資料7-1 都市景観資源検討部会の検討・審議の状況 (報告) ※

参考資料7-2 デザイン部会の検討・審議の状況 (報告) ※

○資料8 今後の委員会、部会の予定

参考資料8 今後の景観施策の展開について ※ (※) 委員限り資料

5. 議事の概要

○事務局（松崎）

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより第56回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日の進行役を務めさせていただきます、大阪市都市計画局計画部都市景観担当課長代理の松崎でございます。よろしくお願いいたします。

まず、報道機関の方に申しあげます。議事開始までに限り、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めさせていただきます。審議中は撮影等はできませんので、ただいまの間をお願いいたします。また、報道機関の方及び傍聴の方に申しあげます。携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力お願いします。以降、座って説明させていただきます。

本日は委員委嘱後の初の委員会となっておりますので、最初にご出席いただいております委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきます。お手元の都市景観委員会委員名簿に沿いまして、ご紹介させていただきます。

前期に引き続き、都市景観委員会委員長をお願いしております、大阪府立大学観光産業戦略研究所所長、大阪市立大学都市研究プラザ客員教授、橋爪紳也委員でございます。

同じく前期に引き続き、委員長職務代理者をお願いしております、大阪市立大学大学院工学研究科教授、嘉名光市委員でございます。

関西大学環境都市工学部建築学科教授、岡絵理子委員でございます。

近畿大学理工学部社会環境工学科教授、岡田昌彰委員でございます。

大阪大学大学院工学研究科教授、加賀有津子委員でございます。

大阪府立大学大学院生命環境科学研究科教授、加我宏之委員でございます。

同志社大学政策学部准教授、小谷真理委員でございます。

LEM空間工房代表取締役、長町志穂委員でございます。

大阪工業大学ロボティクス&デザイン工学部、空間デザイン学科教授、福原和則委員でございます。

近畿大学総合社会学部教授、藤田香委員でございます。

なお、本日欠席されておりますが、近畿大学建築学部建築学科教授、松岡聡委員をあわせまして11名の委員の皆様にご就任していただいております。

続きまして、本日ご出席いただいている大阪府、大阪市の関係者をご紹介させていただきます。

きます。

大阪市建設局、平田管財担当部長でございます。

建設局企画部、西川部長でございます。

建設局、公園緑化部調整課、竹野課長でございます。

都市整備局、水田まちづくり事業担当部長でございます。

港湾局営業推進室、美濃出室長でございます。

教育委員会事務局、総務部文化財保護課、植木課長でございます。

大阪府建築指導室建築企画課、矢倉課長補佐でございます。

最後に事務局の紹介をさせていただきます。

都市計画局長、高橋でございます。

都市計画局、計画部長、寺本でございます。

都市計画局、計画部、都市景観担当課長、泉でございます。

それでは本員会の開会に当たりまして、都市計画局長、高橋より一言ご挨拶申し上げます。よろしくお願いたします。

○事務局（高橋）

おはようございます。局長の高橋でございます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

この都市景観委員会につきましては、平成11年2月10日に第1回を開催いたしまして、本日で56回目となっております。また、今期の委員会で10期目となりまして、本日もご出席の委員の皆様方にはご就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けいただきましたことを、あわせてお礼申し上げます。既にご承知のとおり大阪市を取り巻く環境は、激動しておりますが、大阪のまちづくりを間断なく着実に進めてまいれたと考えております。2025年の大阪・関西万博の開催が決定し、また6月28日、29日にはG20が大阪インテックスで開催されます。まさに大阪ひいては日本の魅力を全世界に発信する機会と考えております。

前回の昨年9月に開催いたしました本委員会の議論を踏まえまして、10月には夢洲も対象に含むベイエリアにおける主要な視点場を景観読本にて公表することができました。引き続き、大阪の発展に大きく貢献するものになるよう、今後とも力を注いでまいりますので、委員の皆様方におかれましても一層のお力添え賜りますようお願い申し上げます。

本日の委員会では、昨年度から新たに検討を開始しました眺望景観、夜間景観のあり方のとりまとめについてご議論頂戴したいと考えております。本日の議論を踏まえまして、来年度には景観計画の変更に取り組んでまいります。この眺望景観、夜間景観の取り組みにより、地域が持つ魅力や個性を発揮できるような施策展開につつまして、委員の皆様のご意見を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日の委員会、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（松崎）

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、配付資料のご確認をお願いいたします。議事次第、委員名簿、配席図に続きまして、以降議題ごとに資料をお配りしております。まず、議題（１）眺望景観のあり方についてと議題（２）夜間景観のあり方についての資料を綴っております。１枚目資料１、今回の主な論点A４、１枚ものでございます。参考資料１、第５５回都市景観委員会での主な意見、こちらもA４、１枚ものでございます。資料２、眺望景観のあり方についてのとりまとめ案、A４サイズのものでございます。参考資料２、眺望景観のあり方についての検討資料でA３の大きさの資料になってございます。夜間景観についても同様に資料３、参考資料３をお配りさせていただいております。続きまして資料４、景観読本第Ⅰ章V e r . 1 . 2と書かれているものでございます。こちらA４の資料でございます。その後、参考資料としまして主要な視点場の設定の考え方、大阪城公園周辺を４－１、中之島を４－２ということでA３の資料を２冊入れさせていただいております。以降の資料は議題（３）の関係でございます。主に４つの資料がございます。まず、地域景観づくり協定制度の関係の資料としまして、資料５、地域景観づくりアドバイザーの派遣の決定案、A４、１枚ものでございます。参考資料としまして地域景観づくりアドバイザーの派遣申請書の写し一式、地域景観づくり協定素案の概要をまとめたものA４サイズのものですが、参考資料として入れさせていただいております。次の資料としまして、景観読本第Ⅲ章の方針案を入れております。資料６でございます。参考資料として御堂筋道路空間デザイン指針案概要版、A３サイズの横長のものを入れさせていただいております。次に、部会の報告資料としまして資料７、部会の開催状況、A４の資料でございます。参考資料としまして都市景観資源検討部会の報告資料A４版と、デザイン部会の検討・審議の状況の報告資料A３版を入れさせていただいております。最後に、次年度以

降の取り組みについての資料として、資料 8、今後の委員会、部会の予定 A 4、1 枚もの
でございます。参考資料 8、今後の景観施策の展開についてということで A 3、1 枚もの
をお配りしております。そのほか都市景観委員会資料綴りのファイル、分厚いものでござ
います。卓上に設置させていただいております。配付資料は以上でございます。不足がご
ざいましたら事務局まで申し出いただければと思います。なお、米印がついております資
料につきましては、報道機関及び傍聴の方へは配付しておりませんのでご了承ください。

それではこれからの議事進行につきまして、橋爪委員長にお願いしたいと思います。よ
ろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

橋爪でございます。よろしくお願いいたします。

前期に引き続きまして、委員長を拝命いたしました。よろしくお願いいたします。

では、本日の委員会の内容でございますが、次第をご覧ください。議題が 3 件ございま
す。議題（1）、議題（2）、眺望景観・夜間景観のあり方についてということで、本日は
委員会としての取りまとめを行ってまいりたい。前回の委員会で素案を中間報告した内
容につきまして、いただいた意見が反映されているのかどうか、今後の施策展開の方向性
は適切かなど、部会を開催いたしまして確認をしました。本日はその変更点などをご確認
いただき、内容を更新した箇所について改めて確認いただければと思います。議題
（3）、その他ということですが、地域景観づくり推進団体の認定について、昨年 3 月の
委員会でお諮りしておりますが、第 1 号として認定されました御堂筋本町北地区景観づく
り推進委員会が地域景観づくり協定（素案）なるものを作成されまして、来年度から協定
認定に向けた取り組みを行う段階にあるということでございます。その状況報告等をお願
いしています。また、都市景観資源検討部会、デザイン部会のほうで検討・審議お願いし
ていることがありますが、その内容についてもご報告いただきたいと思います。ほか
の部会の状況についても情報共有、意見交換することで各部会において、今後活発な審議
をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは議事に入りたいと思います。当委員会に関しましては運営要綱第 3 条第 3 項の
規定によりまして、議事録署名いただく方を指名してお願いすることになっております。名
簿の順番ということですので、今回は岡委員、岡田委員お二人にお願いしたいと思います
のでよろしくお願いいたします。

それでは議題（1）（2）あわせて進めたいと思います。眺望景観・夜間景観のあり方

について説明をお願いいたします。

○事務局（泉）

都市景観担当課長の泉より説明させていただきます。

眺望景観・夜間景観のあり方につきましては、前回9月の都市景観委員会で中間報告を行い、その後、10月、2月の景観形成推進方策検討部会にてご議論をいただきました。この間委員の皆様からいただきました意見等が反映されているかどうか、また今後の施策展開の方向性は適切かなどご意見を賜り、本日の案に修正してございます。参考資料1をご覧ください。前回の委員会で賜りました主な意見の概要でございます。4点です。夜景及び眺望景とは名所をつくること。夜景は技術的な部分が重要であり、照明技術の変化を意識しながら景観行政を進めていくこと。新しくできるものが新たなランドマークになる可能性もある。逆に既存のランドマークの見え方が変わってしまう可能性もある。両方の発想を持ちうまく進めていくこと。関係部局の協力が必要であることとございます。これらの意見を踏まえ、前回の委員会資料から修正した箇所を各資料に色塗りを行っており、その部分を中心にご説明させていただきます。

それでは資料1をご覧ください。こちらは今回の主な論点をまとめております。1点目としましては景観施策の現状についてご意見をいただき、記載の充実を図っております。具体的には資料2の4ページをご覧ください。4眺望景観施策の現状の二つ目のポツでございます。視点場、視対象を明確に定めていないという眺望景観の課題を明記しております。資料3の5ページをご覧ください。こちらは夜間景観施策の現状についても課題を明記しております。新たな技術によるファサード演出に対応した景観協議の枠組みがないということとございます。

2点目としましては、今後の施策展開の方向性です。先ほどの現状の課題を踏まえ、記載の充実を図っております。まず、眺望景観では資料2の7ページにございますように、市内各所に名所をつくることを盛り込みました。具体的には名所の周辺の建物に関して高さなどを抑制するような規制を行っていくのではなく、事業計画にあたって視点場や視対象を踏まえた「見る」「見られる」の関係を意識した配置や外観などの景観誘導を行い、都市景観資源など既存の建物等も含めた名所となり得る場所の普及啓発活動をしっかり行うことで名所化を図っていくことを意図しております。夜間景観についても資料3の8ページにございますように、新たな技術に対応するべく景観協議の枠組みを設けることを盛り込んでおります。先ほどの名所をつくることとも関係した内容で、周辺と調和していな

いがデザイン的にすぐれたものであり、名所になり得るものについても専門家の意見も活用しながら、よりアグレッシブな景観誘導を実践可能なものとし、創造的な景観を創っていくことを意図しております。

3点目としましては、景観に関する市民や事業者の意識の啓発です。資料3の9ページをご覧ください。こちらのほうにICTを活用した情報発信を行うことを盛り込み、景観施策を身近に感じられるような取り組みを進めていくこととしております。眺望景観についても同じ内容を資料2の8ページにお示ししております。

最後に4点目の景観施策の展開に向けてです。まず、眺望景観ですがA3資料の参考資料2の13ページをご覧ください。参考資料2の裏面の最後のページです。そちらの右側の2番です。官民の適正なパートナーシップによる地域の景観まちづくりの推進において、公共が先導的な役割を担うことを明記しております。3、景観施策の戦略的な展開と進捗管理にあたりましては、まず先行検討エリアを選定し具体的な取り組みについて検証のうえ、市域全域へフィードバックするなど実情に応じた施策展開につなげていくこととしております。なお、先行検討エリアの具体的な選定については、眺望景観の典型的なタイプ、見渡す眺め、見通す眺め、ランドマークへの眺めを有するエリアの中から人が集まるにぎわいの拠点であり、かつ今後の開発動向や地域におけるまちづくりの取り組みがあることに着目して選定することとし、現在策定中である特別史跡大阪城跡整備基本計画との整合を図るため、観光・にぎわいの拠点であり都市の魅力向上に資するエリアである大阪城公園周辺と、景観計画において重点届出区域として定め、中之島公園や土佐堀川等を景観重要公共施設に指定するなど、景観施策の実績があり全ての眺望タイプを有するエリアである中之島を選定することとしました。景観形成は都市の景観にかかわる人々の価値観や都市開発、建築活動にかかわる社会情勢などとも関わりが深いことから、①にございますように社会情勢等に応じた戦略的な施策展開を行い、施策の進捗管理にあたっては、②にございますようにあらかじめ内容に応じたロードマップを作成することや、PDCAサイクルに基づき施策の進捗管理を行っていくこととしております。具体的な施策展開にあたっては、2025大阪・関西万博など社会情勢等に応じて戦略的な施策展開を進め、SDGsの達成に貢献するとともに定期的に施策をチェックし、内容を深化させていくなど適切な進捗管理を行っていくこととしております。こちらの内容につきましては、資料2の9ページに反映しております。また夜間景観についても同様の記載を取りまとめており、表現が異なる部分を中心に説明をさせていただきます。

A3資料、参考資料3の12ページの3の景観施策の戦略的な展開と進捗管理の二つ目のポツをご覧ください。夜間景観の先行検討エリアの選定にあたりましては、夜間景観の典型的なタイプ「俯瞰するあかり、水辺のあかり、境界のあかり、個のあかり」を有するエリアの中から人が集まるにぎわいの拠点であり、かつ今後の開発動向や地域におけるまちづくりの取り組みがあることに着目して選定することとし、2025大阪・関西万博の開催や2024年度の開業をめざしたIR事業などの夢洲における今後の開発動向との整合を図るため、観光・にぎわい拠点であり都市の魅力向上に資するエリアであるベイエリアと眺望景観同様、景観施策の実績があり全ての夜景タイプを有するエリアである中之島を選定することとしました。また、①の二つ目のポツでございますように近年の技術革新に伴い、建築物等のファサードを活用した光景観の演出が多様化していることから、周辺との調和にとらわれない創造的な景観を誘導することも盛り込み、眺望景観同様、施策の戦略的な展開と進捗管理を行うこととしております。こちらの内容につきましては資料3の11ページに反映しております。前回の委員会でお示ししました眺望景観、夜間景観のそれぞれのあり方について、本日は変更点を中心にご説明いたしました。事務局としましては、本日のご議論を踏まえ次年度は眺望景観及び夜間景観施策を充実していくため、景観計画の変更などの景観施策の見直しを進めてまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

次に、主要な視点場の設定の考え方でございます。昨年の9月にご検討いただきましたベイエリアに続き、本日は大阪城公園周辺及び中之島における主要な視点場の設定の考え方についてご議論いただき、事務局としましては年度内に景観計画の副読本である景観読本に主要な視点場、視対象の明示を行いホームページ上に公表していく予定でございます。

A3資料、参考資料4-1の1ページをご覧ください。大阪城公園周辺の景観の現況と特性でございます。このエリアの歴史的経緯を含めて取りまとめております。1ページ左下に記載ございますように、近世の高麗橋通の櫓屋敷のように大阪城天守へのビスタ、いわゆる見通しにも配慮した眺望景観の形成を行ってまいりました。大阪市の景観に関する取り組みとしては資料右側、昭和9年より大阪城公園西側の上町筋沿道を旧美観地区に指定し、公園を中心とした豊かな緑を維持してきました。新たな開発が予定される大阪城公園周辺においても、大阪城の歴史や都市公園の緑豊かな景観に調和した景観形成が求められている状況でございます。

2 ページをご覧ください。主要な景観資源及び視点場の着眼点をまとめております。2 ページ左側に主要な景観資源として大阪城天守閣を含む5件をあげております。続いて主要な視点場の設定にあたって留意すべき景観特性を5点あげております。1点目は緑に浮かぶ特徴的な大阪城天守閣でございます。写真は森ノ宮駅から見た大阪城天守閣で、大阪城天守閣が大阪城公園内の樹木上に広がりのある空を背景として浮かび上がる景観を望め、大阪城天守閣をより魅力的でシンボリックに見せることにより印象的な景観の演出ができます。2点目は視覚効果が生きる印象的な眺めです。2ページ右上、左側の写真は新嶋野橋、城見緑道から、右側の写真は桜門から見た大阪城天守閣で、それぞれ橋梁の欄干による視線誘導や門により切り取られた大阪城天守閣を望むことができ、公園内の樹木の計画的な剪定などにより大阪城天守閣への眺めをより印象的に演出できます。3点目は風物詩を感じさせる特徴的な眺めです。次の写真は西の丸庭園から見た大阪城天守閣で、花見など四季や催事に応じた演出が景観を特徴づけ、四季や時間帯に応じた視点場の整備や照明等により風物詩としての魅力を演出できます。4点目は歴史の重層性を感じさせる景観です。左側が大阪府庁前から、右側が難波宮跡公園から見た大阪城天守閣で、大阪城天守閣を中心に徳川期の石垣や古代宮殿の存在を語る難波宮跡公園など各年代の景観要素を同時に見ることができ、大阪城天守閣と景観要素との調和や対比など、歴史の重層性を演出できます。5点目は大阪城天守閣を見通す歴史的な眺めでございます。2ページ右下の写真は高麗橋通、谷町1丁目交差点から見た大阪城天守閣で、高麗橋通など近世の大阪城下町では通りの両側の檜屋敷越しに大阪城天守閣への見通しが確保されていたという歴史の事実から、往時の景観におもいをはせシビックプライドを醸成する演出ができます。

3 ページをご覧ください。主要な視点場の設定にあたっては大阪城天守閣を眺望できる場所であり、かつ人々が集い見渡せる・見通せる場所である公共空間から選定し、建築物等の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて整理しております。右側の表にございますように15の視点場、うち建築物等の誘導を図る視点場を9地点、普及啓発を図る主要な視点場として15地点を抽出しております。4 ページに主要な視点場の位置図を示しております。

6 ページをご覧ください。6 ページ以降はそれぞれの視点場における景観形成の方向性などを整理してございます。例えば8ページにございます視点場⑧大阪歴史博物館展望台を視点場とした場合、建築物等の誘導を図る対象エリアとしましては配慮すべき景観資源である大阪城天守閣の背後に位置する大阪ビジネスパーク、京橋駅周辺をあげ、歴史的ラ

ランドマークと現代的摩天楼とのコントラストが、本市の発展と文化の重層を思わせる景観を形成している特性を明記するとともに、大阪城天守閣の存在が明瞭で象徴的な景観を形成するなどの方向性も示しております。このように主要な視点場から見える大阪城天守閣の背後に事業計画地がある場合、建物の配置やスカイライン、壁面の形態意匠等について眺望景観や夜間景観に関する配慮を求めていくことが重要になります。また、事業計画地が天守閣の前景となる場合においても眺望景観や夜間景観に配慮を求めてまいります。

続いて、参考資料4-2の1ページをご覧ください。中之島の景観の現況と特性でございます。資料右側の中段、景観に関する取り組みにございますように、昭和58年に策定したライトアップ大阪計画に基づき、中央公会堂や水晶橋等の橋梁や建物のライトアップを実施してきました。また光のまちづくり推進委員会において取り組まれた中之島ガーデンブリッジ、阪神高速道路橋脚、日本銀行北岸護岸、大江橋を中心とした360度の夜間景観については、所管箇所の異なるライトアップ設備の調和が実現した取り組みです。中之島においても美術館、医療施設、鉄道事業など新たな開発が予定されており、水都大阪のシンボルにふさわしい景観形成が求められる状況でございます。

2ページをご覧ください。主要な景観資源として中央公会堂を含む13件をあげております。2ページ右側には主要な視点場の設定にあたって留意すべき景観特性を4点あげております。1点目は景観資源への印象的な眺めでございます。2ページ右上の写真、中之島通から見た中央公会堂で、景観資源である中央公会堂をランドマークとして眺めることができ、中央公会堂をよりシンボリックに見せることにより印象的な景観の演出ができます。次の写真は橋梁や河川沿川のまちなみを見通す特徴的な眺めでございます。上から二つ目の写真、淀屋橋から見た土佐堀川沿川のまちなみで河川の両側に連なる水辺のまちなみや、橋梁を水面越しに見通す景観を望むことができ、橋梁は視対象だけではなく視点場としても整備することにより、沿川のまちなみと水際線に沿って視線が誘導される奥行き感のある水都大阪にふさわしい八百八橋の風景の演出ができます。3点目は対岸を広範囲に見渡す特徴的な眺めです。中之島公園の剣先地区から見た大川沿川のまちなみで、視線に占める水面の比率が大きい、広がりのある魅力的な景観の演出ができます。次の写真は中之島緑道から見た土佐堀川対岸のまちなみで、三井住友銀行大阪支店ビルなどの近代建築により深みのある水辺の景観の演出ができます。次の写真は島らしい印象的な眺めで、天満橋から見た中之島でございます。水面に浮かぶまとまりのある島内の建築物群を見渡す景観を望むことができ、視野に占める水面の比率が大きい、広がりのある印象的な景観

の演出ができます。次の写真は中之島フェスティバルタワーウエストのロビー階から見た俯瞰景で、このように中之島島内のビルの高層階に視点場を整備することで印象的な景観の演出ができます。

3ページをご覧ください。主要な視点場の設置にあたりましては、人々が集い、景観重要公共施設である土佐堀川や堂島川、大川を見渡せる、また見通せる場所である公共空間から選定し、建築物等の誘導を図ることを目的とする視点場と普及啓発を図ることを目的とする視点場に分けて整理しております。表にございますように27の視点場の中で、建築物等の誘導を図る視点場を25地点、普及啓発を図る視点場として16地点を抽出しております。4ページに主要な視点場の位置図を示しております。6ページ以降は大阪城公園周辺と同様、それぞれの視点場における景観形成の方向性などを整理しております。

資料4をご覧くださいませうでしょうか。こちらは参考資料4-1、4-2を用いてご説明しました、大阪城公園周辺及び中之島における主要な視点場の設定の考え方を踏まえて、景観読本のI建築物・工作物の景観形成の着眼点4：特徴的な景観のあるエリアと着目点5：主要な視点場の内容の充実を図ります。15ページをご覧ください。着目点4特徴的な景観のエリアでございます。京橋駅周辺及び大阪ビジネスパークに、大阪城天守閣との調和に配慮した景観の形成についての記載を盛り込んでおります。16ページについても大阪城公園周辺についての同様の記載の充実を行っております。19ページをご覧ください。こちらは着目点5の大阪城公園周辺の主要な視点場でございます。建築物等の誘導を図る主要な視点場9地点とエリア別に配慮すべき主要な景観資源を明示しております。なお、②新鳴野橋、城見緑道、⑧難波宮跡公園の視点場につきましては右側に点線で囲んで記載ございますように、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方もあわせて確認することを明記しております。次の20ページ、21ページは中之島の主要な視点場25地点とエリア別に配慮すべき主要な景観資源を明示しております。21ページの②八軒家浜や⑥中之島通などの5地点についても代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認することを明記しております。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

前期からの継続の案件でございますが、本日は眺望景観・夜間景観のあり方について委員会を通して取りまとめを行いたいと存じます。あわせまして眺望景観・夜間景観を誘導

するためのメニューとして、景観読本のⅠ章に視点場や配慮すべき景観資源を掲載したいということですので、ご確認いただければと思います。前はベイエリアに関しましてご意見頂戴しましたが、本日は大阪城公園周辺と中之島について案を出していただいておりますので、これに関してもご意見を申し上げます。景観読本に関しましては今後、手続きを経ましてホームページに掲載されるということですので、事業者の方がご覧になるものです。わかりやすさなども含めましてご助言あるいはご質問ご意見がありましたらお願いします。

では、どなたからでも結構ですので、ただいまの説明に関しまして何かご意見ございましたらお願いします。

私から1点だけ、参考資料4-2の右の上の明治維新から昭和初期の説明のところの銀行、紡績業、電機、砂糖と書かれていますが、電機、砂糖の書きぶりを業種的な書き方にそろえていただいたほうがいいと思います。

○事務局（泉）

わかりました。修正させていただきます。

○長町委員

いろいろと要望に対してご配慮いただきましてありがとうございます。特に夜間景観はベイエリアや中之島は公共のエリアが非常に多いエリアなので、公共が先導的な役割を担うという文言が入りましたことは非常に重要だと思います。大阪城公園は視点場の中で特に10番、11番、1番の三つの視点場を景観誘導していくということはそこに人が来ますので、夜の状態をご確認いただいて景観誘導できるようにお願いしたい。

○事務局（泉）

大阪城公園につきましては関係部局において特別史跡大阪城跡整備基本計画の策定をしており、照明関係も含め別途委員会でご議論いただいております。具体的な視点場について、引き続き次回の方策部会でもご議論いただきたいと思います。

○橋爪委員長

主だった眺望景観の視点場等は全部、夜間景観でも重要なところと重複していますので、そのあたりを踏まえて進めていただきたい。

ほかご意見ないでしょうか。

○岡田委員

まず資料4-1の2ページのところで明解にまとめていただいております。これは大阪城

の姿がある意味で図と地という考え方において、図いわゆる主人公になるという一つの前提ができています。それで全体ストーリーとしてまとまっていると思うのですが、例えばコントラストといったキーワードを追記していただくとさらに明解になると思いました。

それからこの眺望の視点場の考え方ですが、これも非常に具体的なところを選ばれているというのは感じましたが、今の同じ資料の8ページのあたりですが、前も議論に出ているかもしれませんが地上に立って見る眺望の場合と中には俯瞰やパノラマに近いものが8番や15番にも含まれていると思うのですが、この辺のいわゆる視点の高さの違いによる眺望の違いを考慮されているかどうか、コメントがありましたらいただければと思います。

それから最後にもう一つですが、参考資料の4-2です。3番の視点場と視対象の、視点場が端のところと並べているものがありますが、視点場の番号が一番左側に書いてあって、普及啓発の対象となる景観資源として恐らく隣接する橋梁の名前が出ているということだとは思いますが、中には隣接しているにもかかわらず名前が出ていない、例えば淀屋橋ですとさっき写真で示していただきましたが、梅檀木橋は主な景観資源の中には隣接しているにもかかわらず組み込まれていないわけです。その意見には賛成ですが、要するに視点場としては、それぞれ橋梁は全て対等な価値を持っているとは思いますが、視対象となる景観資源となるかどうかと考えると、天満橋や難波橋みたいなヒーロー級のものもあれば、梅檀木橋みたいのものもあり、そういうのも区別してまとめられているのか。ただ単に見る距離の違いで見えやすいか見えやしくないかということを決められているのかについても、教えていただければと思います。

○事務局（泉）

まず、資料4-2の景観資源につきましては、2ページの左に中央公会堂から三井住友銀行大阪本店ビルまで大阪市が重要と考えるものを選ばせていただいております。丸を付けております大阪市が登録している都市景観資源にプラスして朝日、日本銀行大阪支店旧館、三井住友銀行大阪本店ビルを重要な景観資源と考え追記して選定したところでございます。それぞれの視点場からこれらの景観資源がどう見えるかに着目して景観誘導してまいります。

それからその前にご質問いただきました高さの考え方については、資料4-1、大阪城公園で9ページに主な視点場がありまして、例えば⑧の地点は具体的に申しあげます

と、先ほど説明させていただきました11ページの右下の写真でございますが、大阪歴史博物館展望台から俯瞰景を意識した視点場でございます。例えば⑥は高麗橋通ということでいわゆる歩行者の観点から撮らせていただいた写真、その上にあります⑤はOMMビル展望台からの俯瞰景です。景観読本でお示しする際に高さ関係がわかるように、例えば展望台を追記するなど上から見たということがわかるような表現に修正していきたいと思っております。

また、2ページの表現についてもコントラストといったキーワードを盛り込むなど、見直しを行います。

○橋爪委員長

部会でも議論しましたが、公共空間とは何かということで、大阪市の施設であろうが民間の施設であろうが有料・無料を問わず展望のために開かれた眺望の場ということでOMMと歴博を選び、例えばニューオータニのレストランなどは入れないということになっています。要は眺望に特化したパブリックなところを選んだ結果、現状の案になっております。ただ前段にある説明では、公共空間という文言しかないのです、フラットなところや高いところ、双方配慮して選んでいるというような記述がありません。入れるかどうか検討すべきだと思います。

ほかいかがでしょうか。

○福原委員

参考資料3の12ページ、右側の下のところの①社会情勢等に応じた戦略的な施策の展開というところのポツ二つ目です。近年の技術革新に伴い建築物等のファサードを活用した光景観の演出が多様化していることから、周囲との調和にとらわれない創造的な景観を誘導するという文言です。二つ気になったところがありまして、内容としては理解でき、こういうところも必要だと十分理解できるのですが、周囲との調和にとらわれないとまで言い過ぎるとどうか。例えば歴史的な景観を重視してやっていきなさいという方向に対して、何か新しいものも評価して創造的な景観も評価するというそういう観点はいいと思うのですが、調和そのものはやっぱり必要だと思います。古いものと新しいものの調和とか、新しいもの同士の調和とか、型にはめるといのはまずいと思うので、もちろんそういう意味で書かれているのではないということは十分理解できるのですが、一般の人にもわかりやすいという意味では表現を何かもう少しわかりやすい工夫ができればいいと感じるのが1点。もう一つは、その前の光景観の演出が多様化しているところが少しわ

かりにくく、その前に技術革新に伴ってという話もありますから、多様化というよりも何か新しい表現、新しい評価、新しい価値観といったそういうものが出てきているから、従来の評価の価値観や方向だけではないという意味だと思います。多様化という表現だと少し曖昧になってしまう可能性もあると思うので、表現を工夫されると一般の人にこの趣旨がわかりやすいように感じました。以上です。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

表現に誤解が生じないように改めたいと思います。

○橋爪委員長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○藤田委員

コメントというよりは教えていただきたいことが二つほどございまして、本日も説明いただきました参考資料の4-1を例に教えていただきたいのですが、8ページの建築物等の誘導を図る主要な視点場一覧の⑮について、現況写真について教えていただきたくて、この現況写真のキャプションのまちなみの最後の鍵括弧は取っていただくとういたしまして、この⑮と例えば次のページの11ページの⑥の高麗橋のところだと、11ページのところは現況写真が入っていないところもキャプションはついています。今後入れられるご予定で今回は抜いているのか、あるいはたまたま入ってしまったのかということをご確認いただきたいのがまず1点目でございます。2点目ですが、ほかの写真についても同様ですが全く素人的な質問になって恐縮ですが、例えば11ページの⑦の大阪府庁前の眺望景観の昼間のお写真は緑量が全くない写真を選ばれておりまして、その写真の撮られた季節によってかなり緑量に差が出ているのではないかと思われるのですが、このあたりは最終的に緑量の多いところを狙って撮られるのか、今ある既存の写真が使われるのかということについてのお考えを教えていただきたいということと、もし眺望景観と夜間景観をただの昼間と夜の単純比較というのであれば、角度や縮尺といったところがかなり明らかに違うものも散見しているような気がいたしますので、例えば桜がたくさんある12ページの⑫の西の丸庭園だと矢印の角度がどれぐらい正確なのかというのがありますが、正面から撮られたものと斜めから撮られたようなものが今後統一されるのかどうかというところについて、もしお考え等ございましたらお願いしたいと思います。ほかにもありますが、13ページの⑮も眺望景観のキャプションの最後の鍵括弧をお取りいただきたい。あ

とはコメントといたしましては本日修正箇所にて二つのところでSDGsの達成に貢献するという文言が入っていて、SDGs自体をその中に取り入れていただくというのは今の時代に合った非常によい提案だと思うのですが、具体的にSDGsたくさんございますので何をターゲットとして考えられているのか、今日のご説明では十分理解できなかったもので、今後ご検討いただければと思います。以上です。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

写真につきまして大変申しわけございません。一部夜間景観の部分で反映できていないものもございました。眺望景観・夜間景観をいろいろ議論する中で代表的なところを盛り込んでいるところではありますが、今後、検討資料についてもアップデートしていきたいと思っております。どこまでできるかございますが、できるだけ正確な資料となるよう更新していきたいと思っております。それからSDGsにつきましては、参考資料8、一番最後の資料に今後の大きな方向性として資料をつけさせていただいております。資料の右側でSDGs、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で2015年9月に国連で決められた国際社会共通の目標でございます。大阪関西万博においてもSDGsが達成される社会をめざすために開催することとなっております。景観施策においても参考資料8の右側でございますように、それぞれの大きな方向性の中で具体的な目標の達成に貢献していきたいと思っております。今日ご議論いただきました眺望景観・夜間景観に配慮したきめ細かな景観誘導にあたっては、特に「目標11 住み続けられるまちづくり」を、「目標4 質の高い教育をみんなに」といったところ、それから官民の適正なパートナーシップによる地域の個性を引き出す景観誘導、次の議題の地域景観づくり協定といったところも含めて、「目標17 パートナーシップで目標を達成しましょう」を、最後の新技術に対応した景観協議の枠組みづくりですが、こちらは「目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう」、「目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、「目標13 気候変動に具体的な対策を」、それぞれの目標達成に貢献できる施策を展開していくことが重要であると考えております。夜間景観を充実すれば、目標7や目標13と相反する内容となると捉えられるかもしれませんが、持続可能な夜間景観の創出にあたっては省エネ機器の導入やメンテナンスなど官民連携で構成します光のまちづくり推進委員会の知見も参考にしながら、具体的によい事例を景観読本に盛り込んでいくなど、サステナビリティを意識した施策展開を行ってまいりたいと考

えておりますので、よろしく申し上げます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○長町委員

今のお話を聞いてSDGsのことを記載していくとするなら、今お話あったようなことはもちろんですが、特に今日の議題ではないウォーターフロントの新しく整備するエリアです。夜間景観でエネルギーコントロール、照明制御技術が各段に変化しておりまして、公共照明全体のエネルギーコントロールは各都市で新しいエリアは取り組まれています。SDGsの話を出すのであればそれが盛り込まれていないと厳しいです。新しいエリアでは電気エネルギーの制御に取り組みますみたいなことを、今日これで取りまとめるものはよいとして、今後入れていかないといけない非常に重要なポイントです。

○橋爪委員長

今のご指摘は他部局連携前提の話で、景観だけの話を業者とすることにならないと思います。

○事務局（高橋）

特に今ご指摘あった夢洲ですが、万博を開催するエリアとIRのエリアがあり、これからまちづくりが進んでいきます。その際に今おっしゃっていただいたエネルギーをどうするかが意見になっていまして、2年前に夢洲のまちづくり基本構想を1回つくっていますが、それをもう一度バージョンアップして方針をつくる中でスマートシティの観点からエネルギー、通信、交通などを含めて整理をするようにしています。それとこの件はリンクするように考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○岡委員

参考資料の4-2中之島の話ですが、今回私初めてこの会議に出席させていただいてこの資料を見ていますと、中之島の景観がこんなに橋ごとに随分違うと感じました。それにもかかわらず景観形成の方向性というところの文章が、水辺と調和するとともに連続感があるまちなみを形成するという基本的にコピーペーストされていて、これは今後何かの形で更新されていく可能性を考えられているのかということ。それと後半の市街地、特に船場のほうや北区も天満のほうで、そこに出てくるタワーマンションが随分連続するまちな

みの形成というところ、邪魔しているとはまでは言わないにしても後ろの建物が結構影響するというふうに感じているのですが、その辺については今後何か考えられておられたら教えていただきたい。

○事務局（泉）

中之島につきましては、お手元にございます景観計画において重点届出区域に位置付けており、中之島の景観誘導のあり方については、水辺との調和やさまざまな項目をあげており、特に広告の景観誘導も含めてほかの地域より充実した景観誘導を行っております。今後、今回ご議論いただいております眺望景観と夜間景観に配慮した景観誘導も反映する形で景観計画の内容を充実してまいります。

高層タワーマンションが建築される場合ですが、大阪市の景観計画では大規模建築物が市域全域での事前協議の対象となりますが、京都市と違って高さ規制は景観施策単独で行ってはいない状況でございます。ですので、眺望景観の観点で景観資源が視点場からどのように見えるかということ意識して、建物の色やデザインで何が景観配慮できるのかテーマを絞って景観誘導をやっていくような方向性で進めていきたいと思っております。

○岡委員

これほど違うので④のところをもう少し書き込むことはできないかと思うのですが。今からの話で検討するのは難しいとは思いますが、あまりにも同じ言葉が並ぶのが少し気になりました。

○事務局（泉）

④について言葉足らずなところが多々あると思います。写真も含めて文言の表現を変更していきたいと思えます。

○嘉名委員

中之島については、私も同じようなことを思っていたのですが、方向性についてはこれからまた具体的話が出てきたときには個別に考えるということかと思いますが、一つは今、岡先生が言われたことと関係することは、要するに対象となるエリアは川沿い、つまり沿川というふうに書かれているということです。沿川というのは、どういうことかという川に面している建物だけではないということです。川に面している主要な視点場から水辺越しに見えるもの、よく見えるものは沿川という概念に含んでいるということです。そのことが少しわかるように特性を記載するということが重要と思っております、特に堂島川の北側が典型かもしれませんが、川沿いに面していない建物もよく見えるというよう

な記述が入っていると、そういうことを意味するということがわかるというのが一つです。それからもう一つとても気になっているのは、阪神高速道路です。阪神高速道路が全くないかのような表現しかない。阪神高速道路は外国人の方は、実はビルの中をすり抜けるような感じや、すごいカーブの形がきれいだからぜひ写真撮りたいというような、すごくポジティブにおっしゃる方もいらっしゃるって、水辺の景観の特徴だと思うのです。だから別にネガティブな土木構造物だからどうこうということではなくて、よく見えるのだからそれはやっぱり見えていと表現にしたほうがいいと思います。もしこれから改修されたりするときには景観に配慮してくださいとお願いをするという形のほうが素直ではないかと思います。阪神高速道路という言葉が一言も出てこないのは、少し違和感があります。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

参考資料4-2の8ページ以降に阪神高速の写真がございます。一方で、ご指摘ございましたように景観の特性や景観形成の方向性には阪神高速の記述はありませんが、実際に夜間景観でいうと周辺との調和でライトアップされている事例もありますので、表現が十分書き込めていないところを充実していきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○橋爪委員長

参考資料4-2の表紙のところに阪神高速の記述がありまして、ただ景観的な評価をしているわけではなく、つくられたこと自体は書かれています。できたときは大阪の阪神高速は近代的な景観であるということで、肯定的な評価をされた時期もありますが、さまざまな意見の出るところです。あともう1か所阪神高速の下の橋脚のライトアップ等々橋脚の話は出ていますので、そのあたりの書きぶりも含めまして検討してまいりたいと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

○加賀委員

確認させていただきたいのですが、主要な視点場ということで資料4-1、4-2ですが、この視点場のポイントになる点、そして線的なもの、これは緑道や歩道というようなところがあるかと思ひますし、面的な要素で見るとようなものもあるかと思ひますが、それがすべて混在して視点場ということで説明いただいているのですが、そのあたりも含めて視点場の定義について、もし記載がないのでしたら何か追加で説明するということも必要

ではないかと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○事務局（泉）

ホームページに最初に出させていただく内容が資料4になりまして、例えば19ページで大阪城公園の視点場の場合ですと今おっしゃられていたような面的な場所としては、⑧難波宮跡公園、それから②新鳴野橋、城見緑道が線形の緑道になるのですが、②、⑧の視点場については資料右側の点線で囲まれたところに、代表的な地点を図示しており、周辺の公共空間からの見え方も確認しましょうということで、表現させていただいています。中之島は、21ページ、バイエリアについても22ページで、それぞれ面的なところと線的なところについて番号をお示しして同様に表現させていただいています。

○橋爪委員長

ほかにご意見あるかと思いますが、時間が限られておりますので一旦ここで切らせていただきたいと思います。

本日、ご意見あるいは修正のご指摘がございましたのでそのあたりに関しましては、事務局のほうで修正いただき、最終私が確認し、それをもちまして取りまとめとしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

では本日先生方の意見踏まえまして各所の修正をお願いいたします。

続きまして、議題（3）その他となつてございますが、まず地域景観づくり協定制度の関係につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは地域景観づくり協定制度の関係についてご説明させていただきます。資料5、参考資料5-1、5-2を活用して説明させていただきますが、前の画面に資料を映しておりますので、こちらを見ていただければと思います。まず、資料5地域景観づくりアドバイザー派遣決定の（案）でございます。本案件は昨年3月23日付で地域景観づくり推進団体に認定しております、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の来年度のアドバイザー派遣について、地域景観づくりアドバイザー派遣要綱第8条第3項の規定に基づき、派遣するアドバイザーが推進団体の活動をサポートするにあたり、適任かどうかについて委員会に意見を聞くものでございます。参考資料5-1は派遣申請書の写し一式を添付しておりますので説明にあわせてご覧いただければと思います。平成31年2月28日付で派遣申請書を受理しております。派遣を希望する期間は2019年4月1日から2020

年3月31日まででございます。指導または助言を受ける項目については地域景観づくり協定の案の策定、及び対象となる区域における合意形成に関することでございます。派遣申請書の真ん中あたりです。そのところに四角が三つございますが、今年度は一つ目の四角、アドバイザー派遣の最初のステップになりますが、地域景観づくり協定の素案の作成に取り組みられています。制度的には最大2年間素案の作成に取り組みことができますが、本委員会は1年で素案を作成され来年度からは次のステップとなる地域景観づくり協定の案の策定、及び対象となる区域における合意形成について取り組みたいということでございます。派遣申請書の2枚目に来年度の事業計画を添付しております。来年度は今年度に策定した協定素案を成案にしていく取り組みを予定されています。2019年度中の地域景観づくり協定の締結、認定をめざして活動を行う予定でございます。上半期は協定に規定する項目や基準などの内容を精査し協定の案の策定を行い、下半期には地権者向けの説明会等を複数回実施することにより、合意形成を図る予定となっております。また、協定認定後の運用も見据え並行して運用マニュアルの作成にも着手する予定としております。派遣を希望する景観づくりアドバイザーにつきましては、今年度に引き続き登録番号29-9の廣瀬元彦氏の派遣を希望されております。申請書の4枚目に理由書が添付されておりますが、理由としては廣瀬氏が地域の合意形成に向けた活動に関するノウハウがあり、またまちづくりに関する主な業績から御堂筋に関する知見が豊富であることに加え、今年度の議論の連続性からも引き続き派遣を希望するということでございます。

次に、派遣の決定（案）でございます。本委員会における地域景観づくり協定案の策定にあたっては、街路沿道におけるまちなみ誘導や法に基づかないルールづくりのノウハウが必要となること、また地域が希望されているアドバイザーについてはこれらの業績等を有しており、当該派遣申請者へ適切なアドバイスを行うことができることから、事務局としましては引き続き株式会社日建設計の廣瀬氏を派遣したいと考えております。なお、派遣にあたりましては派遣要綱第12条第2項の規定に基づきまして、アドバイザーの登録申請者と業務委託契約を締結させていただきます。

次に、資料5の2枚目でございますが、御堂筋本町北地区景観づくり推進委員会の活動区域を示しております。土佐堀通から中央大通までの御堂筋及び御堂筋に面する敷地を対象としてございます。協定区域も同じ区域で検討を進められております。

続きまして、今年度策定されました協定素案についてご説明させていただきます。派遣申請書の5枚目以降が協定素案でございますが、内容については参考資料5-2に概要を

まとめておりますので、こちらをご覧くださいと思います。画面でも同様の資料を映しております。今、画面は概要の1ページ目を示しております。協定素案第3条のまちづくり方針について、基本的な考え方を示したものでございます。景観を整える、わかりやすくする、にぎわいを演出する、といった観点から広告サインの設置の仕方や表示の仕方について基本的な考え方を整理されています。設置の仕方については位置を整える、大きさを整える、視線や歩行者空間を遮らない工夫や効果的な場所を選び、数を制限するといったこと、表示の仕方については周辺との調和、色使い、情報の集約、素材、表示内容といったことについて検討されております。

概要の2ページ目は今年度の取組内容を記載しております。検討の目的と取り組むべき課題を整理しながら広告サインの地域ルールの策定に向けて主に3点について検討を進められております。一つ目がサイン全体の大きさ、文字の大きさ、色合い等の基準等についてです。二つ目としまして、ガラス面利用について、三つ目として暫定利用、イベント対応時の特例についてです。

次、画面にしか映っておりませんが、画面はアドバイザー派遣の際にアドバイザーのほうで資料として出したものの抜粋でございます。今映しているのは御堂筋デザインガイドラインの広告サインの基準でございます。主に黄色で塗られた部分、こちらが先ほどの①から③に該当する部分ということで検討を進められております。概要の3ページ目は検討項目の1のサイン全体の大きさ、文字の大きさ、色合い等の基準を記載しておりますが、協定素案では第6条に広告物の意匠等の基準を、第7条に壁面広告物の基準について規定しており、色彩に配慮し高彩度の利用を抑える、ビル本体の素材感や失わない切り文字を基本とし、看板やバックパネルを設ける場合には大きさや色に配慮する、のように広告物の設置の仕方や表示について基準を設けられております。画面は色彩について検討した資料でございます。ビル名テナント名は切り文字を基本として背景となるバックパネル等は設けないということを基本としておりますので、この資料はやむを得ず文字背景、バックパネル等設ける場合の色の目安として検討されたものでございます。色の制限の目安としては、コーポレートカラーであってもR、YR、YKで明度が4以上8以下、彩度8以上の場合は反転表示する、もしくは彩度を抑える等の工夫をするといったことを検討されております。次の画面は、大きさについて検討されたものでございます。大きさの目安としては文字の大きさは40センチぐらいまで。バックパネルの大きさは10平米ぐらいまでということを検討されております。

概要の4ページ目は検討項目の2、ガラス面利用についての基準でございます。御堂筋デザインガイドラインでは、ガラス面利用については外観と一体的にデザインされたものは可能とするとなっておりますが、屋内の広告物についてはそもそもデザイン協議の対象となる行為に該当しないことから、地域においてしっかりとデザインコントロールしていこうという取り組みでございます。室内のアクティビティや商品と一体的にデザインするなど、建物内の通り双方の見通しを確保し、歩く楽しみやにぎわいを演出する。建物ファサード全体で調和に配慮するほか、掲出数や情報量を抑えるとともに商品等の直接的過剰な表現を避け、色彩に配慮するなど表現方法に工夫を行うといった内容を協定素案の第9条に盛り込まれております。また、原案では議論が尽くせていないということで括弧書きになっておりますが、ガラス面の内側に設置するデジタルサイネージについてもコンテンツのコントロールとあわせて取り扱いを検討したいということでございます。画面はガラス面利用について検討した資料で、望ましいと考えるものの例を示しております。ガラス面内側外側にかかわらず直接はられたもの、はりつけられた広告物については室内と通りの見通しが確保されていること。切り文字などすっきりとしたデザインであること、店名など簡潔な表示であること、が望ましい要素としてあげられております。

次の画面は商品の陳列や商品の一部を装飾的に展示したものでございます。室内のアクティビティや商品と一体的にデザインされている、歩行者を楽しませる仕掛けにぎわいを演出するような装飾がされている、価格、商品等の過剰なアピールではなくイメージ等の間接的な表現である、素材の質感に配慮されるといったことを望ましい要素としてあげられております。

次の画面はガラスの内側に設置されるサイネージについて検討している資料でございます。デジタルサイネージのコンテンツをコントロールすることで、まちの利便性や安全性を高めることができるのではないかとという観点で、現在検討を進められております。上の写真に示しますようにフォーマットが定まっていって一部動くものや、下の写真のように商品等々一体的にデザインされているものなどにまずは限定して運用したいということを考えております。御堂筋デザインガイドラインでは、点滅または回転等しないものという規定がありますので、原則可変表示式屋外広告物いわゆるデジタルサイネージでございますが、これらを屋外に設置することを禁止しております。今回検討されているのはガラス面の内側に設置されるものですが、ガイドライン上はガラス面利用においても外観と一体的にデザインされているもののみ設置可能としており、設置後においてコンテンツのコ

ントロールができないことから、現時点ではガラスの内側であってもデジタルサイネージを設置することは認めておりませんが、今回地域のほうで検討を進めていてコンテンツのコントロールも含め、しっかりとデザインコントロールできる体制や運用が整うのであれば、サイネージについても有効に活用できるのではないかというふうに事務局としては考えております。

概要の4ページ目下のほうになりますが、検討項目の3 暫定利用・イベント対応時の特例についての基準でございます。ガイドラインの基準では暫定利用・イベント対応時に限り、設置基準を緩和することができるとなっておりますが、どんなイベントなら緩和できるのか、どれぐらいの期間なら緩和できるのかということがわかりにくいということから、メンバー内でイメージを共有するために基準の検討を進められております。期間については本市の重点届出区域の一時広告物の規定を参考にされ、原則1か月以内、掲出期間の5倍以上の空き期間を設けるということにされております。

次の画面はイベント対応時のイメージを示した資料でございます。季節行事に対応したものとしてクリスマスやハロウィン、御堂筋イルミネーションなどが対象になると考えられております。御堂筋の魅力向上につながるデザイン性の高いもの、イベントに対応した色合い、話題性につながるといったことを望ましい要素としてあげられております。

概要の5ページ目、最後のページでございますが、こちらは来年度の地域景観づくり協定案の締結に向けた取り組みを記載しております。事業計画書の内容と重複しますので説明は割愛させていただきますが、区域内の皆さんがまちづくりの方針に沿った広告サインのイメージを共有し、自ら定めた基準に納得した上で合意に達するということが景観まちづくりを継続していくうえで非常に重要なこととなります。引き続きアドバイザーを派遣し、現在検討中の項目についてしっかりと検討を高め合意形成を図っていきたいというふうに考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

地域景観づくり協定ということで特に広告サインに係る地域ルールの素案をご提示いただいております。今年度、協定の認定をめざして運用マニュアルをつくる、あるいは合意形成を図る段階に入っておられるということで、引き続き株式会社日建設計廣瀬氏の派遣の希望があったということでございます。広告サインに係る地域ルールに関しまして、御

堂筋のデザインガイドラインのもとに広告サインに特化した地域ルールということでご提案いただいておりますので、何かご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

○長町委員

今ご説明ありました内容、ガイドラインだけでは踏み込めない例えば具体的なサインの姿など、非常によい内容だと思いますのでぜひしっかり進めていただけたらと思います。

○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

特にご意見ないようでしたら地域景観づくり協定の認定に向けた検討を進めるという旨に関しまして、ご了解いただいたということにさせていただければと思います。地域景観づくりアドバイザーを派遣いただくということに関してもご了解いただいたということで進めていただきたいと思います。

○事務局（松崎）

ありがとうございます。手続きを進めさせていただきます。

○橋爪委員長

それでは次でございますが、景観読本第Ⅲ章V e r . 1 . 2（案）について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（松崎）

景観読本第Ⅲ章、景観重要公共施設の章でございますが、変更案についてご説明いたします。今回の変更は建設局において高質な御堂筋の街路景観形成に向け、御堂筋道路空間デザイン指針を策定されることを受け、施策連携・整合を図る観点から変更するものでございます。参考資料6が御堂筋道路空間デザイン指針の概要版でございます。この指針は御堂筋将来ビジョンを実現するためのファーストステップとして、側道歩行者空間化を行っていく際の空間の考え方、特に道路空間の質やデザインについて配置、形態、色彩、素材、仕上げの五つの視点で基準を定めてございます。資料6が景観読本の更新案で主な変更箇所を赤色で囲っております。御堂筋の整備や占用許可に際し、このデザイン指針に沿って景観協議を行っていくことから、3ページと5ページのところに景観重要道路御堂筋においては、御堂筋道路空間デザイン指針に沿った計画とすることが求められますと追記し、あわせてデザイン指針の公表ページのリンクについても記載しております。現在、建設局において公表に向けた手続きを進められていると聞いておりますので、景観読本第Ⅲ章につきましても、さきの議題でご議論いただきました視点場の公表と時期がずれる可能性

もございますが、適宜建設局の公表に合わせて公表してまいりたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

景観重要公共施設である御堂筋の協議に関しまして御堂筋道路空間デザイン指針をベースに、今後、景観誘導していくということです。御堂筋の将来ビジョンの実現に向けた指針です。側道の歩行者空間化を進めるうえでよりどころになるものですが、西川部長、補足などございましたらお願いいたします。

○西川建設局企画部長

建設局企画部長の西川でございます。

先ほど事務局から説明ありましたとおり、建設局では御堂筋将来ビジョンを実現するためのファーストステップとして、側道歩行者空間化に向けた取り組みを進めているところでございます。大阪のシンボルストリートにふさわしい高質な街路景観の形成に向け、御堂筋道路空間デザイン指針（案）を取りまとめたところでございます。デザイン指針の取りまとめにあたりましては、御堂筋デザイン会議の道路デザイン部会におきまして、本日もご出席の嘉名先生、加我先生にもご意見いただきました。それとともに昨年度御堂筋完成80周年記念事業におけますワークショップ等で、市民やまちづくり団体などからのご意見も参考にしておきまして、現在公表に向けた庁内調整を進めているところでございます。今後このデザイン指針を踏まえまして、交通管理者をはじめ沿道や周辺地域との調整を行いながら御堂筋の側道歩行者空間化を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

景観読本に追記するという事で、デザイン指針の公表のタイミングに合わせてホームページのほうも更新していくということでございます。これはご報告ということになります。

ありがとうございました。

それでは、部会の開催状況と今後の予定について事務局より説明お願いいたします。

○事務局（松崎）

それでは部会の開催状況と今後の予定についてご説明いたします。

資料7をご覧ください。昨年9月に開催しました第55回都市景観委員会以降の開催状況を記載しております。三つの部会がございますが、それぞれ2回ずつ開催しております。最初に都市景観資源検討部会から報告させていただきます。資源部会につきましては第24回部会を10月11日に、25回部会を2月14日に開催しております。資源部会の検討事項は二つございまして、一つは都市景観資源の登録及び解除に関すること。もう一つは景観重要建造物・樹木の指定及び解除に関することでございます。2回開催いたしました部会では、この両方の検討を進めております。一つ目の都市景観資源につきましては、第24回部会で登録済みの都市景観資源のうち登録時から外観変更のあった、例えば天王寺公園や元大阪市立博物館など8件について継続、または解除について審議いただき、1件を解除、7件を継続することを確認しております。また、25回部会では区から新たに新規登録の要請があった8件の景観資源について、物件紹介及び必須要件を確認し、全8件について来年度になります。が現地調査を実施することを確認しました。資料8に今後の予定を記載しておりますが、5月、7月ごろに現地調査、部会審議というものを予定しております。

次に、景観重要建造物・樹木についてですが、第24回部会では指定の考え方を整理し第25回部会で選定方針を取りまとめております。参考資料7でございますが、こちらをご覧ください。と思えます。まず指定の考え方ですが、景観資源にかかわる本市の制度として都市景観資源の登録制度がございますので、景観重要建造物・樹木の考え方の整理にあたっては資源との違いを確認し、評価の指標を定めていこうということで検討しております。都市景観資源の登録制度は景観資源の発掘や活用というのを目的とした市民の意識啓発を行う制度であり、登録にあたっては美観性、地域性、歴史・文化性、視認性が備わっているもののうち公共空間から視認できるものを対象に登録しております。一方、景観重要建造物・樹木の指定制度は良好な景観の形成に重要な建造物等を保全することが目的となりますので、評価にあたっては同様の指標であってもより高い水準であることが求められます。そのため視認性については公共的な場所からの望見の可否だけでなく、中景からの見え方や主要な視点場の有無についても評価したいと考えております。さらに都市景観資源では市民等による認知度や親近度が高いことを認知性として評価していましたが、景観重要建造物・樹木にあつては地域のみならず、大阪の良好な景観の形成に重要であり、その景観的影響が大きいことが求められることから評価指標を象徴性とし、大阪の景観を先導するシンボル、ランドマークとなっているか、市民のシビックプライドを醸成

しているなどを評価することといたしました。参考資料 7-1 の後半の 2 枚が評価シートになっておりまして、今現在の案を添付しております。その中の④視認性や、⑤象徴性のチェックポイントの欄にただいまご説明したような内容を盛り込んでおります。

以上を踏まえまして景観重要建造物・樹木の指定にあたっては、景観計画第 6 章に定められております指定方針・指定基準に示されている美観性、地域性、歴史・文化性、視認性の指標に加え、大阪の良好な景観の形成における影響の大きさを評価する象徴性を追加することとし、これら五つの指標を総合的に審査して指定にふさわしいかどうかを総合的に評価していきたいと考えております。今後、資源部会においては景観重要建造物・樹木の候補選定を行ってまいります。選定にあたってはこれまで区と連携して登録してきた都市景観資源の中から、後世に継承するにふさわしい大阪の景観を先導する資源を選定してまいりたいと思っております。

裏面はどういったものが選定されるのか、これは抽出したわけではなくてイメージとして表示したものでございます。大阪の景観を先導する資源はシンボルとなるランドマークとなるものを想定しておりまして、スカイビルや港大橋、御堂筋のいちょうなどをあげております。また、シビックプライドを醸成する資源としましては大阪らしさや心地よさ、親しみを感じるものを想定して、大阪城天守閣や風景の中に渡船場が映り込む橋梁の例として千本松大橋をあげさせていただいております。

2 枚目は候補抽出の考え方の案でございます。現在都市景観資源は 401 件登録しておりますが、そのうち建造物が約 260 件、樹木が 40 件でございます。その中から評価指標に適合し得る景観資源を抽出するに当たり、例えば建造物であればまちなみ賞や生きた建築、大阪府の近代化遺産、土木学会への選奨土木遺産、樹木であれば市の保存樹やランドスケープ遺産に選定されるものなどを参考に抽出したいと考えております。また、ステップ 2 の③に記載しておりますが、景観読本第 I 章で主要な視点場において配慮すべき主要な景観資源に位置づけられたものも、対象としていきたいと考えております。ステップ 3 以降は都市景観資源と同様の手続きになりますが、区や他部局に意見照会するなど必須要件を確認し部会での書類審査、現地調査を踏まえ指定にふさわしい資源を抽出したいと考えております。

資料 8 の資源部会の欄でございますが、来年度はこの選定方針を踏まえ景観重要建造物・樹木の指定候補の検討を進めていく予定で、12 月ごろと翌年 2 月ごろに部会の審議・現地調査を予定しております。

続いて、デザイン部会について報告させていただきます。デザイン部会については第5回を1月18日、第6回を3月4日に開催しております。デザイン部会の審議事項は二つございます。一つは景観法及び都市景観条例に基づく協議届け出に関する事で、大規模な建築物等の誘導に際しご意見を頂戴しております。もう一つは重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取り扱い要綱に基づく協議に関する事でございます。2回開催された部会ではこの両方の検討を進めております。まず第5回部会では、メディアファサードへの対応、デジタルサイネージのモデル実施に関する検証、第6回では大規模面的整備の対象となる建築物等の景観誘導に関する事、設置済みのデジタルサイネージの実績報告に関する事について審議・検討を行っております。参考資料7-2をご覧ください。A3、1枚ものでございます。表側にデジタルサイネージのモデル実施に関する検証についての取りまとめ、裏面にメディアファサードへの対応として今後の取り組みの方向性について案を記載しております。

まず、デジタルサイネージの制度検証についてですが、平成26年11月にそれまでデジタルサイネージの設置を認めていなかった重点届出区域、旧建築美観誘導地区というところでございますが、その一部においてデジタルサイネージの設置を可能とする制度を開始しました。制度要綱の制定から丸3年が経過したことから、現制度をそのまま継承するか見直しが必要かについて検証を行ったものでございます。これまで運用実績や本市のサイネージを取り巻く状況等を踏まえ、現行制度の仕組みや基準、エリアのあり方についてデザイン部会でのご審議いただきました。一つ目の(1)低層部の設置基準等の見直しについては、低層部での設置実績がないことを踏まえ、設置基準の緩和が必要か、現在の設置協議対象エリアの見直し・拡大が必要かについてご意見を頂戴しております。検証の結果、現行制度では低層部での設置事例はないものの、安易なサイネージ設置を防ぐ役割を果たしているということから、当面は協議対象エリアを変更せず、現行基準手続きを継承するということを確認しております。二つ目の(2)運用開始後の手続きの簡素化については二つ項目がございまして、運用開始後の実績報告による手続きを簡素化することと、地域での自主ルールによる自律的運用が可能かについてご意見を頂戴しております。検証の結果地域での自主ルールによる自立的運用についてはまだ2年しかたっていないということもありましたので、実績が蓄積された段階で改めて検討を行っていくこととし、手続きの簡素化については見解通知書による運用により適宜簡素化を行っていくことを確認しております。モデル実施後初めてとなる今回の検証では、現行制度を見直

しせず、そのまま継承することとしましたが、技術の進歩や現状のまちなみの変化、また地域での自主ルールの運用状況も踏まえ、3年ごとにPDCAを回しながら制度のあり方について検討するということを部会で確認しております。

次に裏面でございますが、メディアファサードへの対応についてご報告させていただきます。前回の委員会ではメディアファサードの定義や本市におけるメディアファサードの状況、ニーズ調査による今後の動向を確認し、メディアファサードは夜間照明によるファサード演出の一つであることから、今後方策の検討を進めるにあたっては景観計画の夜間景観の基準を詳細化し、あわせて夜間照明によるファサード演出について景観協議の対象とする枠組みをつくっていく必要があるということをご報告させていただいております。その後の部会では具体的方策についての方向性を確認しており、資料の右側の第5回デザイン部会以降の記述を更新しております。第5回部会では他都市の方策事例としてエリアマネジメントによる景観協議を行っている東京都中央区銀座の取り組みやガラスの内側の広告物について条例規則に位置づけ景観協議を行っている大阪府箕面市の取り組み、景観計画の夜間計画の基準により景観協議を行っている兵庫県姫路市の取り組みについて確認しております。そのほか本市の景観協議における課題として、夜間照明と同様に景観協議の対象外となる柄やイラストによる建築物の外観変更についてご意見を頂戴しております。本日お配りしている資料にはございませんが、ビルの低層部1階部分全体をラッピングする事例もございまして、周辺景観に与える影響が大きいものの、手続き上は景観協議の対象外となるものについて課題として共有させていただきました。その結果、今後の対応方策の検討では、メディアファサードだけではなく現在協議対象外のもので周辺景観に与える影響が大きいものとして、夜間照明によるファサード演出や広告を含まないプロジェクションマッピング、建築物等のラッピングについてもあわせて検討を進めていくことになりました。施策展開の方向性でございますが、人目をひき存在を際立たせるようなファサードデザインについて、先ほど福原先生からご指摘ありましたが周辺との調和にとらわれない創造的な景観を誘導すべく新たに景観協議に枠組みを設けるということをご報告の方向性としております。

今後の予定としましては、来年度も引き続きメディアファサードへの対応方策として景観施策の基準の検討や、夜間景観、色彩の基準の検討や景観協議の枠組みについて検討を進めていく予定でございます。

最後に、景観形成推進方策検討部会でございますが、議題（１）、（２）で報告させて

いただいておりますので、説明を省略させていただき、参考資料8で今後の予定について簡単に説明させていただきます。こちらは今後の景観施策の展開について考え方をまとめたものでございます。資料左上1は現在の本市の景観施策の体系を示しており、そのうち景観法を活用した取り組みを真ん中の列の2に、本市独自の取り組みを3に記載しております。景観特性に応じた大規模建築物等の景観誘導や、景観重要公共施設の指定などの法定事項のみならず、本市独自の景観形成の取り組みとして大規模な面的整備に合わせた景観誘導や、地域との協働による景観まちづくりなどに取り組んでおります。これまでの各部会でのご議論を踏まえ、資料の真ん中、赤の破線で囲んだ施策を中心に、今後施策の見直しや充実を図ってまいります。右側の列でございますが、まず1点目でございます。景観法の枠組みのところでございますが、建築物や広告物の誘導施策を充実し、また景観重要建造物や公共施設の指定により景観形成を図ることにより、眺望景観・夜間景観に配慮したきめ細かな景観誘導を行ってまいります。課題でございますように、大阪の魅力を全世界に発信する絶好の機会をとらえ、昼夜問わず訪れたい場所、写真に撮りたい場所が求められるニーズにこたえるため、市内各所に名所をつくり、インスタ等による情報発信を行うとともに、主要な視点場からの眺めや夜景に配慮するため景観計画の配置、外壁、色彩、夜間景観など基準を詳細化するほか、新たに夜間景観ガイドラインの策定、景観読本のさらなる充実を予定しております。二つ目は本市独自の枠組みの②の部分でございますが、地域主導の景観まちづくりの支援を充実することで、官民の適正なパートナーシップによる地域の個性を引き出す景観誘導を進めてまいります。課題でございますように、施策展開にあたっては地域の個性を生かした景観づくりを行うため、エリアマネジメント組織とのさらなる連携が求められ、今後の方向性として地域景観づくり協定制度の充実を図ってまいります。

最後に3点目でございますが、本市独自の枠組み④の部分でございますが、専門家に対してアドバイスを求める仕組みをさらに活用していくことで、新技術に対応した景観協議の枠組みづくりの充実を図ります。課題でございますように、オリンピック、万博等を控え、メディアファサードやプロジェクションマッピングなど新技術を取り入れ、創造的な景観をつくり出すことが今後ますます求められます。現行の景観計画は周辺との調和を求めることを基準にしていますが、全ての建築物に周辺への調和を求めていくと画一的なまちなみとなり、大阪らしさが失われることも懸念されるということで、ベースとなる考え方をしっかり持ちながら、周辺と調和しない案件をどのように扱うか、大阪のランドマー

クとなり得るもの、デザイン性にすぐれたものを受け入れる仕組みが必要と考え、方向性にございますように、仮称ではございますが景観計画に基づく外観変更等取り扱い要綱を制定し、メディアファサードやラッピング等を対象に景観協議の枠組みを設けていくことを考えております。来年度は本日のとりまとめを踏まえ、上半期に景観計画の変更案を作成し、下半期に都市景観委員会へ案をお諮りしたいと考えております。その後は、パブリックコメントの実施や都市計画審議会への意見聴取など、必要な手続きを経て、景観計画を変更し、適宜、周知期間を設け、2020年秋ごろに変更施行したいと考えております。事務局からの説明は以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

新しいアイデアで景観を満たすようなシンボリックな建物、アイコンックな建物、あるいはそれにあわせて周辺が調和を考えるような段階に入ると思われますので、周辺と調和しないということをあえて書かなくてもいいと思います。

ただいまの説明に関しまして、各部会長から補足等ございましたら、よろしくお願ひいたします。まず、岡田部会長お願いします。

○岡田委員

参考資料7-1になりますが、評価シートについて、事務局に原案つくっていただきまして、その後、委員でその原案をもとに現地調査を行って評価シート自体を修正してきたものであります。

それから、もう一つ景観重要建造物あるいは樹木の候補になる基本的なデータとして、現在の都市景観資源があるわけですが、それは非常に重要な基本データになるわけですが、それが実際の今の大阪の景観を過不足なく網羅しているかどうかというのが一つ課題でありまして、例えば先ほどご説明いただきましたように今回解除されるようなもの、維持されていないようなものもあります。もう一つは新規登録が今回出てきましたが、新たにあらわれてきたものをきっちりと拾っているかどうかというところがまた一つ課題になりますので、現段階では各区のほうから新規登録の申請があったということで今回入れておりますが、まずきっちりと維持していくということと新しいものがどれだけ出てきて拾っていくかということが大きな課題であるという意見が部会内でも出ていました。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

○嘉名委員

資料7-2のほうです。デジタルサイネージについては3年間、事業者が実際に流しておられるコンテンツを部会でも見せていただいてチェックをさせていただいております。事業者もかなりそういう意味ではなれてきたというか、要領も得てきたというところもあって、年々これでいいのではないですかという感じにはなってきていると思います。そういう意味ではどんどん簡素化して、少なくともこれまでの事例については簡素化してく形で展開していければと思っています。

裏面のメディアファサードです。これについては事務局でもかなり調査をしていただいて、いろいろ課題があることはわかってきました。例えば建築物として運用、届出対象として扱っておられるところもありますし、広告物として扱っているところもある。一方でその二つどちらでもないというところもあり、独自の位置づけをしようとされているところもあって、一長一短です。建築物でやってしまうと一旦つくるときの届出としては出てくるが、その後はチェックする術がない。一方でこういうものは日々色が変わるようなものですのでそもそも建築物としてやるということは適切じゃない。このあたり各自治体も悩んでおられ、いろいろ課題があるということはわかってきました。いよいよ次年度からはこのあたりをどんなふうに位置づけていくのかということについて少し検討を深めてまいりたいと思っています。今のところは外観変更等の取扱要綱というようなもので、とりまとめができないか検討する予定でございます。以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

あまり時間はございませんが、特に今後の委員会、部会予定等に関しまして、また、全体を通しまして何かご意見、ご質問ありますか。

○長町委員

今後の施策展開でSDGsの話も出ていますし、ここの記載でもきめ細かな夜間景観の誘導ということですが、そういう意味でいきますと先ほどのご報告いただきました新しい道路空間のデザイン指針、夜間景観も配慮されていまして、やっといこうという姿が見えるのですが、特に各主要なステーションの周り、新大阪駅や難波、あるいは港湾部です、公共用照明の整備が行われるにあたって先進的というよりも非常に古いままになっている。世界のボーダーの新しい夜間景観のベースにまでいかないような状態のことが多々あるので、しっかり誘導できる、実際の実行部隊の方たちの計画に声が届くようにぜひ願

いきたい。万博という景観的に世界の中で大事な局面が来ると思います。その中で世界の一流都市のボーダーに恥じない環境がつかれるように、景観からぜひ誘導、指示をしていただけるように来年の施策展開の中で計画していただけたらと思います。道路計画の夜間景観がいいと思うので、主要なところはそうなるようお願いいたします。

○事務局（泉）

ありがとうございます。

関係部局ともしっかり連携しながら、また、特に夜間景観の部分については今の景観計画、景観読本でも具体的にどうしていくか、こういう問題がある、だからこうすべきだというところがまだ十分ではないと思っていますので、部会含めてご審議いただきながら内容を充実してまいりたいと思いますので、引き続きよろしく申し上げます。

○橋爪委員長

ご指摘ありましたが、上海万博のときも万博の直前に河川や橋梁、街路樹などを対象に、圧倒的な夜景づくりをしていました。博覧会の後、維持されているとは必ずしも言えない部分もありますが、公共的な施設のライティングは、2025年の大阪・関西万博に向けても、ぜひ検討をするべきことだと思います。

ありがとうございます。次年度景観計画の変更、景観読本の見直し等々ございますので、部会の回数を重ねていかなければいけないと思いますので、ご負担をおかけいたしますが引き続きよろしくお願いいたします。

では、本日予定しておりました議事、以上でございます。進行を事務局へお返しいたします。

○事務局（松崎）

本日は貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして第56回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。どうもありがとうございました。